

平成24年(コ)第262号, 同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

主張書面(3)

平成24年7月6日

大阪地方裁判所 第1民事部合議係 御中

債権者代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二三夫

同 弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人 弁護士 高 山 巖

同 弁護士 瀬 戸 崇 史

記

第1 はじめに

(1) 本日7月6日も金曜日であるが、最近毎金曜日の夕刻首相官邸前は大飯原発

再稼働に反対する群衆でうめ尽くされている。前回6月29日は1960年の安保闘争以来といわれる17～18万人の再稼働反対の声で満ちあふれた。国民がこれほど強い意志を表示したことは最近にはなく、大飯原発再稼働がいかに大きな不安を国民に与えているかの証左である。

(2) 大飯原発3, 4号機の安全性については、これまで債権者側において詳細に論じ、本書面においても債務者の主張に反論する形で主張するが、加えて、極めて重要な新しい問題が発生している。

マスコミでも報道されているが、大飯原発3, 4号機の敷地直下における破砕帯(断層)の存在と、この破砕帯は活断層である疑いが強いことである。この破砕帯(活断層)が動けば、地表に出ている露頭部分周囲の地表がずれたり、裂けたりするものであり、地上建物は一瞬にして破壊され、耐震性など全く意味を持たない。したがって、大飯3, 4号機下を通っている破砕帯が活断層であるとわかれば無条件に地上原発は廃炉以外ありえない。

この問題の最終結着は現地の地中を掘り、直接破砕帯の状況を見れば明確になるものであり、東洋大学の変動地形学者渡辺満久氏は、すでに現地を見て、掘りうる場所3点を確認しており、掘る事自体は2～3日で可能であり、短期に結論をえられるものである。したがって、少なくとも、この掘削調査による結論が出るまで、原子炉の運転はなされてはならない。

(3) あと、債務者側からの主張点について反論する。既に述べている点であるが、立証責任論について、仮処分における疎明においても同様の原則が働いていることを述べ、あと重要な点として、FO-B～FO-A～熊川断層の3連動した場合の制御棒挿入性の問題を論じる。

第2 原子炉の運転により債権者ら周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険(以下「具体的危険性」とする。)の主張、疎明責任について

1 債務者の主張

具体的危険性の主張，疎明責任につき，債務者は以下のとおり主張する。

- ① 「民事訴訟の主張立証責任の一般原則に従い，債権者らは，本件発電所の安全性に欠けるところがあり，それによって債権者らの個人的利益に対して侵害が発生する具体的危険性の存在を主張，疎明する責任を負う。」（平成24年6月29日付主張書面22頁）
- ② 仮に，債権者らの主張，疎明責任の分配基準に依ったとしても，「本件発電所の安全性が確保されていることに関しては，……，債務者において，相当の根拠を示して主張，疎明している。」（平成24年6月29日付主張書面22頁）

2 債権者らの反論

(1) ①について

繰り返し主張するが，本件仮処分において，まずは，債務者において，本件原子炉の安全性に欠ける点のないことについて，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で主張，疎明する必要がある。

この点，名古屋高等裁判所金沢支部判決平成21年3月18日判タ1277号317頁は，「原子力発電所は，……常に潜在的な危険性を内包しており，このような技術利用の前提となる安全管理が不十分である場合は，この潜在的危険が顕在化し，放射性物質が原子炉の外部へ排出される可能性を有」していること，「放射線の持つエネルギーは極めて大きいため，極めて微量の放射線でも細胞やDNAの損傷をもたらす得ることからすれば，放射性物質が原子炉の外部へ排出された場合，この放射性物質により，被控訴人らのうち少なくとも本件原子炉の周辺に居住する住民の被ばくの可能性が存在」していること，さらに，「安全管理の方法は，各原子炉ごとに異なり，かつ，その資料はすべて原子炉設置者の側が保持している」ことなどの事情を考慮に入れ，原子炉周辺住民側の具体的危険性に関する主張立証責任を緩和している。

そして，上記事情は，本件仮処分の対象である大飯原発3号機，4号機についても当然に妥当するのであって，本件仮処分における具体的危険性に関する主張

疎明責任に、前記裁判例の基準が当てはまらないわけではない。

したがって、本件仮処分においても、まずは、債務者において、本件原子炉の安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張、疎明する必要があることは明らかである。

(2) ②について

名古屋高等裁判所金沢支部判決平成 21 年 3 月 18 日判タ 1277 号 317 頁は以下のとおり判示する。

「本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかについて、〈1〉 立地条件に係る安全確保対策、〈2〉 平常運転時の被ばく低減に係る安全確保対策、〈3〉 事故防止に係る安全確保対策、〈4〉 運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合には、控訴人は、本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」。

すなわち、上記裁判例は、①により債務者に対して本件発電所の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示しかつ必要な資料を提出した上での主張立証を求めているところ、②によって本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針などの定める安全上の基準を満たしているかについて上記 4 項目の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合は、上記①の主張立証が尽くされたことになる、としている。

しかしながら、繰り返し指摘してきたように、これら安全設計審査指針等の基準は、現在見直し作業の最中であり、いまだ見直し作業は完了していない（平成 24 年 5 月 21 日付主張書面 6 頁、第 3. 1）。ゆえに現状では、本来あるべき安全設計審査指針類は存在せず、大飯原発 3 号機、4 号機は、かかる安全設計審査指針等の基準に適合していることが確認されているわけではないのである。したがって、安全設計審査指針等の基準適合性が確認できない以上、債務者は本件原

子炉の安全性に欠けることのない点につき、相当の根拠を示し、主張、疎明を尽くしたとはいえない。

このように「審査指針類の定める安全上の基準を満たしているか」が現在では確認できないことを承知したためと思われるが、債務者は、上記裁判例等が示す「本件原子炉が安全性に欠ける点がないこと」についての主張立証を行なうことを断念した。債務者は、これに代えて、「本件発電所の安全性が確保されていること」という独自の概念をうちたて、恣意的に安全性にかかわる事項を列挙して、これが確保されていると主張しようとしているにすぎない。

債務者は、「審査指針類の定める安全上の基準」が現在ないことから、上記裁判例のさだめる立証責任に従うことを意図的に回避し、独自の恣意的な基準を持ち出しているにすぎないのである。

3 小括

以上のとおり、債務者は、本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張疎明を尽くしていない。

したがって、本件原子炉には安全性に欠ける点があり、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が侵害される具体的危険があることが事実上推認される（債権者主張書面（2） p 2～p 3）。

第3 制御棒挿入時間の問題

1 評価基準値2. 2秒の確認とその重要性

（1）制御棒挿入時間の評価基準値は2. 2秒であることは大飯原発3, 4号機の設置変更許可申請書添付の「1. 2 主要な解析条件」の中に、事故解析に当たって、共通に用いている解析条件として明記されている（甲108, 10-1-9 上2～3行）。つまり、「制御棒クラスタ落下開始から全ストロークの85%挿入までの時間が解析上重要であり、この時間を2. 2秒としている」と記載されている。評価基準値が大飯3, 4号機の場合2. 2秒であることに争いはない。か

つ、この評価基準値の重要性については、債務者も「制御棒については、地震時においても原子炉内への挿入時間が安全解析に用いた時間を評価基準値として、それ以内であることを確認している」（債務者主張書面P 33）。それ故、2.2秒とは、それを超えれば事故（重大事故、仮想事故を含む）に至る可能性が生じるような安全解析上の基準として捉えるべきである。

(2) 以上のように、評価基準値2.2秒は地震においても安全解析でえられた挿入時間として安全性を守るための重要な基準値であるし、債務者も認めているはずであるが、債務者は、主張書面においてあたかもこの2.2秒を超える事態も許されるとする主張を出している。つまり、「仮に制御棒挿入時間が評価基準値2.2秒を超えたとしても、以下のとおり、本件発電所がただちに重大な事故に至るというものではない」（48頁）と述べ、「制御棒挿入時間が約1.1秒を超えた時点で判断基準を満足できなくなる」（つまり、1.1秒まではよいとの趣旨）という暴論まで展開している。1.1秒を超えると重大事故になるわけだから、1.1秒以内ならいいという議論は、正に「崖っぷち」の、一步間違えば地獄の話に至るところまで平気という無責任極まりない暴論を展開している。制御棒が2.2秒以内に挿入されるべしという規範があり、その規範は合理的な安全解析に基づいて算出されているにもかかわらず、1.1秒も挿入されなくても大丈夫という議論は暴論以外の何者でもないだろう。

1.1秒もすると核燃料の温度は急激に上昇し、燃料被覆管のジルコニウムが水と発熱反応して水素が発生し、水素爆発の危険すら生じる。核分裂反応は10億分の1秒（ナノ秒）で反応するわけであり、2.2秒で安全であったことが、1.1秒でも安全などということは到底ありえないことであり、そのありえないことを電力会社が堂々と主張するなど、信じがたい事態である。

(3) 債務者のこの態度に対しては、原子力安全・保安院ですら警告を出している（甲109の3）。つまり、「関電が2.2秒を超えても構わないとする説明を福井県に行った件につき、福井県に説明し、関電に厳重注意を行うこと」との市民

の要請に対し、「大飯3, 4号機の設置許可申請書において、制御棒の挿入時間は2.2秒以下と記載されており、当該記載事項の範囲において、原子炉施設を設置することについて許可をしている」のだから、これに違反するならば許可ができない趣旨を明確にしている。

したがって、債務者が制御棒挿入時間で1.1秒かかってもよいなどという主張は自らの許可条件をないがしろにする行為であって、事業者としておそらく嚴重な警告を受ける行為であると考えられる。

2 債務者のいう基準地震動に対する制御棒挿入時間1.88秒とは、まだ公認されていない。

(1) 債務者に対し求釈明を行う。

この「1.88秒」なる制御棒挿入時間は原子力安全・保安院など国の原子力機関に正式に提出している制御棒挿入時間なのか否か。もし、提出しているというのなら、いつ、どの機関に、いかなる文書として提出しているか明らかにされたい。

(2) 債務者の「乱暴」な議論

(ア) FO-A ~ FO-B断層2連動の場合、制御棒挿入時間が2.16秒であることは、45頁で甲29号証を引用して債務者も認めている。ところが、その時間が実は1.88秒だと主張している。この場合、

$$1.88 = 1.65 \text{ (地震動なし)} + 0.23 \text{ (地震による遅れ)}$$

と分けて、地震による遅れ時間はほぼ加速度に比例すると仮定する(47頁の債務者の仮定)。そうすると3連動の場合、加速度が2連動の S_s (S_{s-1} と同じ)700ガルの1.46倍になるとすると

$$\text{制御棒挿入時間} = 1.65 + 0.23 \times 1.46 = 1.99$$

となって評価基準値(許容値)2.2秒以内に納まることになる(債務者主張書面47頁の計算)。

(イ) しかし、ここで債務者が1.88秒の根拠としてあげている書証は、乙18

号証と乙19号証であり、これらはいずれも福井県原子力安全専門委員会での説明のために債務者が準備した資料に過ぎない。これまでの国のバックチェックでは、2.16秒が甲29号証のように報告され審査され評価されてきている。1.88秒はいまだ国に報告さえされていないことは、6月25日の市民と保安院との交渉の場で担当者に確認している。もし国への新たな報告があれば、そちらを書証として提出したと思われるが、そのような資料はでていない。

このように、これまでは2.16秒だと評価してきた値を1.88秒に引き下げた主な動機は、3連動問題が出現したことによって2.2秒を超える恐れが出てきたことにあるに違いない。事実、債務者の説明資料（乙18）5頁のフローチャートがそのことを物語っている。3連動した場合、従来の2.16秒を算出した「応答倍率法」では基準値2.2秒内に納まらないため、計算方法を「スペクトルモーダル解析法」に変更し、それでもまだ基準値内に納まらないため「時刻歴解析法」に変更して1.88を導いたことがこの図から読み取れる。

しかし、これらの解析方法では、制御棒落下時の地震で発生する抵抗力をどう設定するかには不確定性があり、それを調節して抵抗力を弱めれば挿入時間を短くすることは可能である。その不確定分は安全余裕としてとられていたものであり、1.88秒は2.16秒のときにとっていた安全余裕を切り縮めた結果得られた値だということになる。たとえそのような計算方法が存在するとしても、福島事故を踏まえて評価を厳しくすべき今の時点で、安全余裕を食いつぶす行為は、ご都合主義として断じて排除されるべきである。

いずれにせよ、現在国の審査を経て公的に認められている2連動の場合の挿入時間は2.16秒しかないのである。この場合、3連動すると

$$\text{制御棒挿入時間} = 1.65 + (2.16 - 1.65) \times 1.46 = 2.39$$

となって、評価基準値の2.2秒を超えるので運転はできないことになる。

3 小括

以上のように、FO-A, FO-B, 熊川断層が3連動した場合、制御棒挿入

時間が評価基準値 2. 2秒を超える事態は明らかであり、本来設定された事故時の安全が保証されず、重大事故に至る危険性は大きいである。

債権者のかかる指摘に対し、債務者の主張は前記のように暴論の積み重ねである。従前の安全設計審査指針類による安全基準によってもそれを満たしているとはいえず、上記の「安全性にかける点のないこと」を立証（疎明）しえたものではありえず、このままで運転の継続は断じて許されないことは明らかである。

第4 大飯原子力発電所の施設内の破砕帯が活断層である可能性が払拭されるまで、原発を稼働させるべきではない

1 はじめに

大飯原子力発電所が再稼働され、9日にも3号機がフル稼働されようとしている。こうしたなか、従前の指針類の安全基準からみても、大飯原発が極めて危険な場所に立地されている可能性が科学的に指摘されている。すなわち、大飯原発の重要施設を横断する位置に露頭が存在する破砕帯が活断層である可能性が浮上している。

破砕帯が活断層だとすれば、地震が発生する際、同時に活断層の露頭（地表面部）に変位（ずれ）が生じる可能性がある。その結果、地震の揺れではなく、断層変位（露頭が断層をはさんで別方向にずれること）によってその真上にある原発の重要施設が直接損壊する事態を招来する極めて危険な状態にあることを意味する。

この可能性が科学的に払拭されない以上、今、大飯原発を稼働させることは、債権者らを含む周辺住民の生命、身体、財産を回復不能な危険にさらすことになる。

本件仮処分はただちに認められなければならない。

2 安全設計審査指針類による安全基準

従来 of 安全設計審査指針類による安全基準によっても福島第一原発の事故が

防止できなかったことから、現在さらなる厳格な安全確保のための見直しの作業がなされていることは繰り返し指摘してきた。この破砕帯の問題は、従来の安全基準にすら違反し極めて原子炉施設の安全性が問われている問題である。

すなわち発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針の指針2第1項は「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること」としている（甲2）。発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針は、安全設計審査指針の指針2をうけて基本方針を定め、施設の種別に応じて耐震設計上の重要度をSクラスからCクラスまでに分類し、また想定することが適切な基準地震動を策定し、各クラスごとにそれぞれ所定の地震力に耐えることを求める耐震設計審査指針を示している（甲96）。

平成22年12月20日原子力安全委員会了承にかかる発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（甲102）は、平成18年9月19日に改訂した耐震設計審査指針の運用・解釈を明確にすることを目的としたものである。この手引きの「V 建物、構築物の地盤の指示性能の評価」において、「建物・構築物が設置される地盤は、想定される地震力及び地震発生に伴う断層変位に対して十分な支持性能を持つ必要がある」としている。地震力の場合建物や施設全体に同じ方向や強度の揺れなどが働くが、断層変位の場合、建物や施設の地盤の変位・変形が生じうるものであるから別途の考慮が必要としたものである。上記手引きは、上記に引き続き「ただし耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していないから、本章に設定する事項については適用しない」としている。つまり活断層の露頭の直上にSクラスの建物・構築物の設置は許されない、としている。

3 活断層の露頭

(1) F-6 破碎帯について

大飯原発施設内には、少なくとも10条の破碎帯が存在している。設置許可申請当時、債務者が調査した結果、いずれも活断層ではないことが前提とされていた（甲89 設置変更許可申請書）。

しかし、近時、複数の地質学者が、大飯原発の敷地内を北西から南東方向に走る最も長い「F-6 破碎帯」については、活断層であるかどうかについての科学的な検討が不十分であり、再調査が必要だと指摘している。

(2) 渡辺満久・東洋大教授の見解

債務者が作成した設置変更許可申請書（甲89）には、F-6 破碎帯を掘削して調査した際に作成されたスケッチとして、南東側側壁基底部のトレンチ地質展開図と北西側側壁基底部のトレンチ地質展開図2点が添付されている（甲89 6-3-189、190）。

変動地形学が専門の渡辺満久・東洋大教授は、上記2点のトレンチ図を検討した結果、北西側のトレンチ図を見る限り、F-6 破碎帯が活断層である可能性が指摘できるとの結論を示している。

すなわち、北西側トレンチ図によれば、F-6を覆うとされている礫層が岩盤と同じだけ上下方向にずれているように見えること、岩盤と礫層の境界部に、岩盤に挟み込まれるシルト（断層粘土）が連続していることから、断層活動があったことがうかがわれるという（甲90ないし甲92）。

この点について、設置変更許可申請書には、F-6 破碎帯について、「破碎帯は、幅0.5cmの粘土の付着した破碎面と鏡肌を有する小岩片からなる」と記載されている（甲89 6-3-61、下線部筆者）。破碎部が固結せず粘土状の土であることは、破碎帯が活断層である可能性を示唆するものである。

また、渡辺教授は、2012年6月27日、大飯原発敷地内に入り、敷地の現状を確認し、F-6 破碎帯が敷地内を通過する複数の地点において現況

を確認し、掘削可能であるかどうかを判断した。その結果、少なくとも掘削可能地点が3箇所あったという。渡辺教授は、1週間程度であれば、掘削、観察、原状復帰は可能であるとの見解を示している（甲93ないし95）。

早急に調査をすべきであり、結論が出るまでの間、危険な原発を稼働させるべきではない。

（3） 耐震安全性評価（バックチェック）における北西側トレンチ図の未検討

原子力安全委員会は、2006年（平成18年）9月19日、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する基礎を示す目的で耐震設計審査指針（甲96）を策定した。耐震設計審査指針は、1981年（昭和56年）に策定された旧指針を全面的に見直したものである。

この新しい耐震設計審査指針に基づき、国は、各原子力発電所について、耐震安全性評価（バックチェック）を行うこととなった。

平成22年7月28日に行われた耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同WG第26回Cサブグループ会合において、F-6破砕帯について議論が行われた（甲97）。ところが、その議論のために、債務者が提出していた資料（甲98）からは、設置変更許可申請書には添付されていた北西側側壁基底部スケッチ（甲89 6-3-190）が省かれており、南東側のスケッチ（甲89 6-3-189）だけが盛り込まれていた（甲97 79頁）。委員らは、この資料を検討した結果、F-6破砕帯については、少なくとも後期更新世以降に活動したものではないと判断するに至ったのである（甲97 12頁）。

渡辺教授が、F-6破砕帯が活断層であることを示すと指摘する北西側トレンチ図が、債務者によって意図的に省かれていたことは看過できない問題である。債務者の誤導により、委員の議論の方向を誤らせた可能性が否定できない。

4 F-6 破砕帯がSクラスの非常用取水路の直下を横切っていること

F-6 破砕帯の露頭は、大飯原発3号機及び4号機の非常用取水路の直下を横切っている(甲93)。この非常用取水路は、渡辺教授による現地視察の際、債務者担当者は、渡辺教授に対し、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(以下「耐震設計審査指針」という。甲96 3頁)におけるSクラスの施設に該当することを認めている。

Sクラスの施設は、「自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している施設に直接関係しており、その機能その失により放射性物質を外部に放散する可能性のあるもの、及びこれらの事態を防止するために必要なもの、並びにこれらの事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要なものであって、その影響の大きいもの」とされる(甲96 耐震設計審査指針3頁)。

F-6 破砕帯が活断層であり、大地震により断層がずれるようなことがあれば、それは非常用取水路が地面のズレに起因する損傷を受けることは明らかである。地層のズレにより、Sクラスの施設の損傷が起りかねない状況を放置することが許されないことは当然である。

5 敦賀原発直下の破砕帯について

原子力安全・保安院耐震安全審査室は2012年(平成24年)4月26日、日本原子力発電敦賀発電所の敷地内を調査し、敷地内の破砕帯の露頭及びトレンチ調査をした結果、発電所付近を通る活断層(浦底断層)に連動する可能性が高いとの調査結果を発表した(甲99)。専門家が、敷地内で破砕帯の露頭の状態や断層面を調査した結果、複数の破砕帯が「新しい時代に動いた可能性がある」と判断された。原子力安全・保安院は、日本原電にさらなる追加調査を指示した(甲100)。原子力安全委員会の班目春樹委員長は、原子炉建屋の直下を通る破砕帯が近くの活断層と連動して地震を起こすと分かった場合、「安全性を証明しない限り運転はできないと解釈すべきだ」と述べた(甲101)。

6 早期の調査が必要であること

活断層の上に原発施設が存在していることがいかに危険であるかは論をまたない。その可能性が専門家から指摘されている以上、調査をしなければならないことは当然である。しかも、調査は容易に可能であるというのであるから、調査をしないまま稼働だけを進めることになんら合理的理由はない。

原子力安全委員会が平成22年12月20日に策定した「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」には、「建物・構築物が設置される地盤は、想定される地震力及び地震発生に伴う断層変位に対して十分な支持性能をもつ必要がある」と指摘するとともに、「耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していない」と記載されている（甲102 19頁）。活断層による断層変位が想定できる以上、原子炉施設を設置するのはもつてのほかであることを意味している。

大飯原発においても、活断層であることを示唆するトレンチ図が存在し、F-6 破碎帯が、Sクラスの非常用取水路を横切っている以上、速やかに現地調査をすべきことは当然である。

原子力安全委員会耐震安全性評価特別委員会が作成した「活断層等に関する安全審査の手引き」（甲103）は、「活断層の調査・認定にあたっては、活断層調査等に関して、これまでに蓄積された知識・技術を用いるとともに、関連する新しい知見・技術が年々蓄積・向上している状況を踏まえ、その取り入れに最大限の努力が払われなければならない。」とうたっている（甲103 I. まえがき）。

さらに、同手引きは、「断層活動の証拠が明確に確認されない地域においては、これをもって直ちに活断層の存在を否定するのではなく、活断層の存否及び活動性の確認について追加調査の実施等、特段の注意を払った検討を行うこと。」（甲103 III.1.（2）②）と記されている。

これは、証拠が明確に確認されないからといって当然に活断層の存在が否定されるべきではなく、少しでも疑いがあるのであれば、詳細な調査をすべきであるという極めて科学的立場が示されている。

まさに、今、科学的な知見に基づいて、専門家が、大飯原発施設内の破砕帯が活断層である可能性を指摘している。そして、新しい耐震設計審査指針に照らして実施された耐震安全性評価（バックチェック）において、最重要と目される図面が専門家委員に配布されていない状態で、議論がなされた事実が明らかになった。

その委員のひとりである杉山雄一氏（産業技術総合研究所主幹研究員）は、大飯原発の破砕帯について、「敦賀の経験を踏まえ、現地で破砕帯をもう一度調査すべきだろう。過去の調査記録も一部しか見ていないので全部確認すべきだ」と述べている（甲104）。

F-6 破砕帯が活断層である可能性が払拭されるまで、大飯原発3号機、4号機を稼働すべきではないのである。

7 その後の動き

F-6 破砕帯をめぐる専門家の発言が続く中、原子力安全・保安院は、債務者に対し、破砕帯の写真を提出するように求めた。しかし、6月25日時点で提出されることはなかった（甲105 京都新聞記事）。しかし、原子力安全・保安院は6月28日、「地震・津波に関する意見聴取会」において、大飯原発の破砕帯問題を議題として追加することを決定した。このことは、専門家の科学的根拠ある指摘を原子力安全・保安院としても無視できなくなったことを示している。

ところが、7月3日に開催された「地震・津波に関する意見聴取会」までに、債務者が関係資料を提出しなかったため、大飯原発の断層については議論を先送りされた（甲106）。

これに対して杉山雄一委員は、「まったく大飯の情報が出ていないというのは、

私はまったく理解できません。今日私はそういう議論をすと思うて自分の日程も変えてですね、ここに来たのですが」「関電がこれまで示しているデータは、学術的にもおかしいことも指摘したかった。既存のデータも今日示されないのはなぜか」と質問した。

これに対し、小林勝・耐震安全審査室長は、債務者が提出していない資料が断層の写真であることを明かし、「見つからない。まだ探している」と債務者から聞いている旨説明した（甲107）。

保安院が債務者に断層の写真などを提出するよう指示したのは6月初めだったという。杉山委員は、「30年前の写真でも私たちはすぐに出せる」「破碎帯の問題が出てからかなりの時間がたつ。非常におかしい感じだ」と発言し、資料がいまだ出されていないことに不信の念を示した。

その結果、この日の意見聴取会では、債務者が当然に提出すべき資料を出さなかったことにより、大飯原発の断層（破碎帯）問題は審議されなかった。7月に行われる次回の意見聴取会で、債務者からの資料の提出があるかどうかにかかわらず、大飯原発の断層（破碎帯）問題が審議される予定である（甲106 中日新聞記事）

8 小括

債務者は、科学的知見を有する専門家から大飯原発敷地内の破碎帯が活断層である可能性が強いと指摘されているにもかかわらず、また国の委員会に提出を指示された資料を出さず、大飯原発3号機の原子炉起動を7月1日に強行した。まさに安全が確認されないまま、再稼働が進められている。

このような債務者の対応は、それ自体、国民生活を窮極の危機にさらそうとするものである。大飯原発3号機、4号機は稼働することは極めて危険であり、周辺に居住する市民はもちろん、国民生活を危険にさらす暴挙であり、許すことはできない。

以上